



市 章

大津市公報

平 成 26 年 6 月 17 日
号 外 (第 42 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

○ 企 業 局 公 告

- 公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始に関する公告…………… 1
- 公共下水道事業受益者負担金の平成26年度の賦課対象区域に関する公告…………… 1

企 業 局 公 告

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始に関する公告

次のとおり公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始する。
その関係図面は、平成26年6月18日から同年7月2日まで大津市企業局下水道部下水道計画管理課において一般の縦覧に供する。
平成26年6月17日

大津市公営企業管理者 山 本 博 志

- 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成26年6月18日
- 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
大津市藤尾奥町の一部（16街区の一部）、茶戸町の一部（1街区の一部、2街区、3街区の一部、13街区の一部）
- 供用を開始する排水施設の位置

管 渠 番 号	起 点	終 点
26-50-2508-01	藤尾奥町	茶戸町
26-50-2508-02	茶戸町	茶戸町

- 当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 京都市伏見区石田西ノ坪2番地
名称 石田水環境保全センター
- 供用を開始する排水施設の分流式又は合流式の別
分流式

公共下水道事業受益者負担金の平成26年度の賦課対象区域に関する公告

大津市公共下水道事業受益者負担金の平成26年度の賦課対象区域に次の表に掲げる区域を加えたので、公告する。
平成26年6月17日

大津市公営企業管理者 山 本 博 志

負担区の名称	賦課対象区域
湖西負担区	衣川一丁目の一部（39街区の一部）
藤尾負担区	茶戸町の一部（2街区の一部、13街区の一部）
湖南負担区	玉野浦の一部（11街区の一部）